

名古屋市告示第197号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5から第45号の6の2までの市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号の5から第45号の6の2までの市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、令和6年名古屋市告示第192号は廃止します。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外の住宅（住戸の部分及び共同住宅の共用部分（以下これらを「住宅部分」という。）以外の部分（以下「非住宅部分」という。）を含まないものに限る。）又は一戸建の住宅以外の住宅（非住宅部分を含むものに限る。）における住宅部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
2 1以外の申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課